

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。

二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額

ア 知事 六

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会
の委員又は監査委員 四

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員又は内水面漁場管理
委員会の委員 二

エ 職員(地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。) 一

二 地方警務官 令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額
に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額

ア 警察本部長 二

イ 警察本部長以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。